

告 示

埼玉県告示第千百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和二年十月二十日

埼玉県知事 大野元裕

一 土砂災害警戒区域

松ノ平	土砂災害警戒区域の名称
松ノ平	土砂災害警戒区域
山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

二 土砂災害特別警戒区域

松ノ平	土砂災害特別警戒区域の名称
平面図等を埼玉県	土砂災害特別警戒区域
東松山市役所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項